

## 一般財団法人観光まちづくり佐伯理事長職務代行規程

(目的)

第1条 定款第27条第6項に基づき、理事長があらかじめ定める理事長の職務を代行する業務執行理事の順序を次のとおり定める。

(1) 専務理事

(2) 常務理事

(3) 事務局規程第3条の部長の職を兼ねる理事

2 前項第3号の職員の順序は、事務局規程第2条に規定する部の順序によるものとする。

(改正)

第2条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、法人設立の日から施行する。